

和光市が被告となる民事訴訟に係る裁判費用について

【補正予算の内容】

令和4年10月14日付けで、さいたま地方裁判所第5民事部から通知があった和光市を被告とする戒告処分取消等請求事件について、当該訴訟に関する業務を弁護士に委任する訴訟委託料を計上するほか、債務負担行為を設定するもの。

【民事裁判に係る弁護士費用】

- (1) 着手金 257,950円
- (2) 実費 本件の処理に要する費用
- (3) 報酬金 515,900円（原告の請求をすべて退けた場合の金額）

※ (1)着手金は歳出予算に計上し、(2)実費及び(3)報酬金は債務負担行為を設定する。

【訴訟の概要】

- (1) 件名：戒告処分取消等請求事件
- (2) 原告：戒告処分を受けた職員
- (3) 被告：和光市
- (4) 訴訟内容

原告が、和光市長が令和4年3月29日付けで行った原告に対する戒告処分の取消し及び和光市公平委員会が令和4年8月24日付けで行った却下決定の取消しを求めるとともに、和光市に対し、慰謝料として330万円及び遅延損害金の支払を求めるもの。

【今後の予定】

令和4年11月25日（金） 答弁書提出期限

令和4年12月 2日（金） 口頭弁論期日

出頭場所：さいたま地方裁判所第105号法廷